



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 9 日 (金)
第 8 3 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	国土調査の指定 (529) (農地・水保全課) 2
	国土調査の成果の認証 (530) (〃) 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (69) 2
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (危機対策・情報課) 4
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5

告 示

鳥取県告示第529号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次の調査を平成23年9月9日に国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積(平方メートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで	0.14

鳥取県告示第530号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日南町	平成21年度	日南町（生山の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町生山の一部	平成23年9月9日
琴浦町	平成21年度及び平成22年度	琴浦町（大字赤碕及び大字松谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕及び大字松谷の各一部	〃
日南町	平成20年度及び平成22年度	日南町（花口〔802〕の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃
〃	平成20年度及び平成22年度	日南町（下阿毘縁〔801〕の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町下阿毘縁の一部	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第69号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成23年9月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,694
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,443
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,838
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,116
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,803
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,838
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,579
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,702
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,424
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,504
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,751

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年9月9日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町南五丁目2369-1 外1筆（1,296平方メートル）	砂（2,128立方メートル）	平成23年8月30日から平成24年8月29日まで	平成23年8月30日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年9月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成23年10月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成23年10月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
 (2) 講習課目
 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県環境放射線モニタリングシステム更新・保守運用業務 一式 |
| 2 契約方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成23年8月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社日立製作所中国支社
広島県広島市中区袋町5-25 |
| 5 落札金額 | 108,150,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成23年6月10日 |
| 7 落札方法 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局危機対策・情報課
鳥取市東町一丁目271 |

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

検視支援システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成28年12月31日まで

(4) 調達案件に係る賃貸借期間及び保守期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

(5) 納入期限

平成23年12月27日（火）

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、調達案件に係る機器設定及び搬入設置調整に要する費用、(4)の期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における機器の撤去、処分その他の費用を含む。）並びに保守料の合計金額を(4)の期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年9月16日（金）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである

こと。

エ 平成23年9月9日（金）から同年10月11日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、もう1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年9月16日（金）午後5時までに4の（3）の場所に提出すること。

ウ 2者のうちの1者が、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

エ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課

電話 0857-23-0110（代）

（3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成23年9月9日（金）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

平成23年10月11日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（金）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することの届出書、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料等（検視支援システム仕様書に示す事前提出物をいう。以下「事前提出物等」という。）を、4の(1)の場所に平成23年9月29日（木）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに届出書及び事前提出物等を提出しない者及び開札時において競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。